

指定訪問介護利用契約書 ホームライフひむか 訪問介護

_____（以下、「利用者」といいます）とホームライフひむか訪問介護（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について、次のとおり契約します。

○ 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○ 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○ 第3条(訪問介護計画, 介護予防訪問介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画, 介護予防サービス支援計画」に沿って、「訪問介護計画・介護予防訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画, 介護予防訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族等に説明します。

○ 第4条(訪問介護の内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族等に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って【契約書別紙】に定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～3級課程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の上承を得て新たな内容の【契約書別紙】を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

○ 第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

○ 第6条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、当月末日から翌月初日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月15日までに支払います。
お支払いは、直接ホーム持参、銀行振込、口座引落の中からお選びできます。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

○ 第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

○ 第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

○ 第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

○ 第10条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

○ 第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

○ 第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

・協力医療機関

国民健康保険高原病院	
住 所	西諸県郡高原町大字西麓871
連 絡 先	0984-42-1022
池 田 病 院	
住 所	宮崎県小林市真方27-1
連 絡 先	0984-23-3535

○ 第13条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○ 第14条(連携)

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

○ 第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

受付日時	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
担 当	常設の窓口
電 話	0984-27-3751

○ 第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○ 第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事 業 者

＜事業者名＞ ホームライフひむか 訪問介護 ＜指定番号＞ 4570500738

＜住 所＞ 宮崎県小林市堤2077-8

＜代表者名＞ 久保田 幸作 印

利 用 者

＜住 所＞

＜氏 名＞ 印

(代 理 人)

＜住 所＞

＜氏 名＞ 印

続柄()

訪問介護重要事項説明書

＜ 年 月 日 現在 ＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0984—27—3751（午前8時30分～午後5時30分まで）

担当 上別府 里美

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ホームライフ ひむか 訪問介護の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームライフ ひむか 訪問介護
所在地	宮崎県小林市堤字木場ノ上2077番地8
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問介護 (宮崎県4570500738号)
サービスを提供する 地域 ＊	①小林市 ②高原町 ③えびの市 ④都城市

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		業務の一元的な管理	1名
サービス提供責任者	実務者研修	1名		訪問介護の技術指導等	1名
事務職員			1名	事務	1名
従事者	介護福祉士	4名	2名	指定訪問介護の提供	6名
	1～2級修了者	1名	5名	指定訪問介護の提供	6名
	実務者研修	2名			2名
	その他				

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	

＊ 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

・食事介助
・入浴介助
・排泄介助
・清拭
・体位変換

等

(2) 家事援助

・買物
・調理
・掃除
・洗濯

等

(3) その他のサービス

・介護相談

等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護負担割合証により決まります。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 - 基本料金・昼間 - 】		基本料金 (介護保険適用外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分		
要介護者			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	¥1,630	¥163	¥326	¥489
	20分以上30分未満	¥2,440	¥244	¥488	¥732
	30分以上1時間未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
生活援助	20分以上45分未満	¥1,790	¥179	¥358	¥537
	45分以上	¥2,200	¥220	¥440	¥660

※事業所と同一建物の利用者は、上記料金×90/100

※正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数の内、事業所と同一建物の利用者は、上記料金×88/100

夜間早期	25%増し	深夜	50%増し
加 算	利用料	利用者負担額	算定回数等
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000	左記の 1割・2割・3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000		
初回加算	2,000円	左記の1割・2割・3割	初回のみ
緊急時加算	1,000円	左記の1割・2割・3割	緊急時

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金になります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
ただし、実施地域を越えて要した交通費の片道250円がかかります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話0984-27-3751)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の全額

*但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(4) その他

- ① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、末日から月初日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、ホーム直接持参、銀行振込、口座引落の中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約を結び訪問介護計画作成し、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することがあります。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

要介護状態(要支援状態)にある利用者(以下「利用者」という。)の心身の特徴を踏まえて、その利用者可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

居宅介護支援事業所のケアマネジャー(セルフケアプランの場合には当該被保険者)に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行いません。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	年2回 継続研修を実施します
サービスマニュアルの作成	○	

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客さま相談・苦情担当

受付日時	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
担 当	常設の窓口	
電 話	0984-27-3751	

② その他

当事業所以外に、行政機関その他の苦情受付機関に苦情を伝えることができます。

小林市役所 福祉課	
所 在 地	宮崎県小林市細野300
電 話	0984-23-0111
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
高原町役場介護保険担当課	
所 在 地	宮崎県西諸郡高原町西麓899番地
電 話	0984-42-2111
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
えびの市役所 福祉事務所	
所 在 地	宮崎県えびの市大字栗下1292
電 話	0984-35-1111
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
都城市 社会福祉協議会	
所 在 地	宮崎県都城市松元町4街区17号
電 話	0986-25-2123
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
宮崎県 国民健康保険団体連合会	
所 在 地	宮崎県宮崎市下原町231-1
電 話	0985-35-5301
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
宮崎県 社会福祉協議会	
所 在 地	宮崎県宮崎市下原町2-22
電 話	0985-22-3145
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分

8. 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

9. 虐待防止

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 1. 虐待の防止に関する責任者の選定
 2. 虐待防止の為の指針の整備
 3. 虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置
 4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 5. その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

11. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止予防の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

12. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

13. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動及び優位的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

14. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、協力医療機関、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

名所	国民健康保険高原病院		
住所	西諸県郡高原町大字西麓871	連絡先	0984-42-1022
名所	池田病院		
住所	小林市真方27-1	連絡先	0984-23-3535

15. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

16. 当事業所の概要

名称・法人種別	ホームライフ ひむか 訪問介護
代表者役職・氏名	久保田 幸作
事業所在地・電話番号	宮崎県小林市堤2076—1
定款の目的に定めた事業	1、土木工事業及びほ装工事業 2、建築工事業及び大工工事業 3、水道施設工事業及びとび・土工工事業 4、鋼構造物工事業及び屋根工事業

- 5、鉄筋工事業及び塗装工事業
- 6、防水工事業
- 7、不動産売買及び仲介業
- 8、有料老人ホームの経営
- 9、介護保険法に基づく訪問介護
- 10、介護保険法に基づく訪問入浴介護
- 11、介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 12、介護保険法に基づく住宅改修事業
- 13、ショートステイ施設の経営
- 14、グループホームの企画、運営
- 15、通所介護及びデイサービス
- 16、前各号に附帯する一切に事業

————— 契約をする場合は以下の確認をすること —————

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	宮崎県小林市堤2077-8	
名 称	ホームライフ ひむか 訪問介護	印

説明者	所属	
	氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	印

続柄()

※ 本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる

【契約書別紙】

- サービス提供責任者

氏名 上別府 里美 連絡先 090-2504-9197

- 訪問介護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

	曜日	時間帯	内容	介護保険適用
①	月曜日			
②	火曜日			
③	水曜日			
④	木曜日			
⑤	金曜日			
⑥	土曜日			
⑦	日曜日			

※お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた内容とします。

- 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

要介護者		基本料金 (介護保険適用外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	¥1,630	¥163	¥326	¥489
	20分以上30分未満	¥2,440	¥244	¥488	¥732
	30分以上1時間未満	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
生活援助	20分以上45分未満	¥1,790	¥179	¥358	¥537
	45分以上	¥2,200	¥220	¥440	¥660

※ 事業所と同一建物の利用者は、上記料金×90/100

※ 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数の内、事業所と同一建物の利用者は、上記料金×88/100

加 算	利用料	利用者負担額	算定回数等
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000	左記の1.2.3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000		
初回加算	200単位	左記の1.2.3割	初回のみ
緊急時加算	100単位	左記の1.2.3割	緊急時
夜間早期加算	25%増し		夜間早期時
深夜加算	50%増し		深夜時

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
③ ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の全 額

○ その他

※ 実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、片道250円がかかります。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号: 0984-27-3751

担当部署: 常設の窓口

受付時間: 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

事業者

<事業者名> ホームライフひむか 訪問介護

(指定番号 4570500738)

<住 所> 宮崎県小林市堤2077-8

<代表者名> 久保田 幸作

印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名>

印

(<代理人氏名>

印

続柄())